

選 択 約 款

家庭用温水・暖房契約

2026年6月1日実施

サーラエナジー株式会社

目 次

1. 選択約款の変更	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	2
4. 契約の締結	2
5. 使用量の算定	2
6. 料金	3
7. 延滞利息	3
8. 設置の確認	4
9. 単位料金の調整	4
10. その他	5
付則	
1. 実施の期日	6
(別表)	
1. 適用区分	7
2. 料金の算定方法	7
3. 料金表A	8
4. 料金表B	8
5. 料金表C	9

1. 選択約款の変更

- (1) 当社は、家庭用温水・暖房契約（以下「この選択約款」といいます。）を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の家庭用温水・暖房契約によるものとし、（3）及び（4）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、（1）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（4）に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付又はインターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項等を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2. 用語の定義

- (1) 「温水機器」とは、ガスをエネルギー源として使用し、温水を作る機能を有した燃焼機器をいいます。
- (2) 「暖房機器」とは、ガスをエネルギー源として使用し、暖房をする機能を有した燃焼機器もしくは温水機器によって作った温水を利用して暖房をする機能を有した機器・装置のことをいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (4) 「併用住宅」とは、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率

を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。

(7) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 専用住宅または1需要場所に設置するガスメーターの能力（ガス小売供給約款および他の選択約款（小型空調契約および空調夏期契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さままたはガス小売供給約款18（1）ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅における需要であること。
- (2) 家庭用として、風呂・給湯に温水機器を使用するとともに、暖房機器を使用すること。

4. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 適用開始日は以下の通りといたします。
 - ①新たにガスの使用を開始する際にお客さまから申し込みがあった場合は、原則として、ガス使用開始日。
 - ②ガス小売供給約款または他の選択約款から契約を変更した場合は、原則として、お客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日。
- (4) この選択約款を解約または他の選択約款に契約を変更したお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約または変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾しないことがあります。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日およ

び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

6. 料金

- (1) 料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日を基準日として、その基準日から起算して30日目までにお支払いいただきます。ただし、基準日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (2) 当社は、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの期間については、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、料金を算定し、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの料金については、ガス小売供給約款に定める料金の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、料金を算定します。

7. 延滞利息

- (1) お客さまの支払義務発生日の翌日から31日目（支払義務発生日の翌日から30日目が休日の場合は、その直後の休日でない日の翌日）を延滞利息起算日とします。
- (2) お客さまが支払義務発生日の翌日から30日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、延滞利息起算日から支払い日までの期間に応じて延滞利息を申し受けま
す。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。
 - ①料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を延滞利息起算日以降にお客さまの口座から引き落とした場合
 - ②料金をクレジットカードにより支払われる場合で、当社の都合により料金を延滞利息起算日以降にクレジットカード会社から当社に対する立替払いが行われることになった場合
 - ③延滞利息起算日から10日以内に支払われた場合
 - ④お客さまと別途契約等で適用外とした場合
- (3) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

$$\begin{aligned} & \text{算定の対象となる本体料金} \times \text{延滞利息起算日から支払いの日までの日数} \\ & \times 0.0274 \text{ パーセント (1円未満の端数切り捨て)} \end{aligned}$$

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、別表2(4)の通りといたします。

(4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(5) 延滞利息の支払期限日は、(4)の規定に基づき合わせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

8. 設置の確認

当社は、温水機器および暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しないか、または速やかにこの選択約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用させていただきます。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} + (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} + (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

83,250円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表2(3)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の1

0円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9500 \\ & \quad + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0550 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

10. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

2026年6月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 適用区分 (12月～4月)

料金表A 使用量が0立方メートルから22立方メートルまでの場合に適用いたします。(一般ガス供給約款に定める料金の料金表A)

料金表B 使用量が22立方メートルを超え、61立方メートルまでの場合に適用いたします。(一般ガス供給約款に定める料金の料金表B)

料金表C 使用量が61立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ① 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下端数切り捨て)。料金に含まれる消費税等相当額=料金×消費税率÷(1+消費税率)

3. 料金表 A (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	902.00 円
---------------------	----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	226.30 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表 B (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,119.80 円
---------------------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	216.38 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C(消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	4,000.70 円
---------------------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	169.15 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。